

**平成25年度
総務省主要税制改正要望について**

**平成24年10月23日
総務副大臣 藤末 健三**

平成25年度 総務省主要税制改正要望

1 情報通信関係

- ◎ ① データセンター地域分散化促進税制の創設[国税・地方税、新設]
- ② 公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長[国税・地方税、拡充・延長]

2 郵政事業関係

- ◎ ③ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設[国税・地方税、新設]
- ④ 過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設[地方税、新設]
- ◎ ⑤ 日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長[地方税、延長]
- ⑥ 日本郵便株式会社に対する事業所税の非課税範囲の拡充[地方税、拡充]

3 地方自治関係

- ◎ ⑦ 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長[国税、延長]

※ 「◎」印は総務部門会議における重点要望事項

データセンター地域分散化促進税制の創設

(内閣府と共同要望)

○ 喫緊の課題である首都直下型地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を強化するとともに、地域における関連産業を創出し、国内ICT産業の空洞化を防止することを目的として、データセンター内に設置するサーバー等の設備を取得した事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用する。

1 措置内容

- ①法人税: 取得価額の30%の特別償却
- ②固定資産税: 取得後5年度分の固定資産税の課税標準を1/2に圧縮

2 対象者

電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。)

3 対象設備

電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画(認定計画)に従って取得した電気通信設備

- ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置

4 対象設備の設置箇所の要件

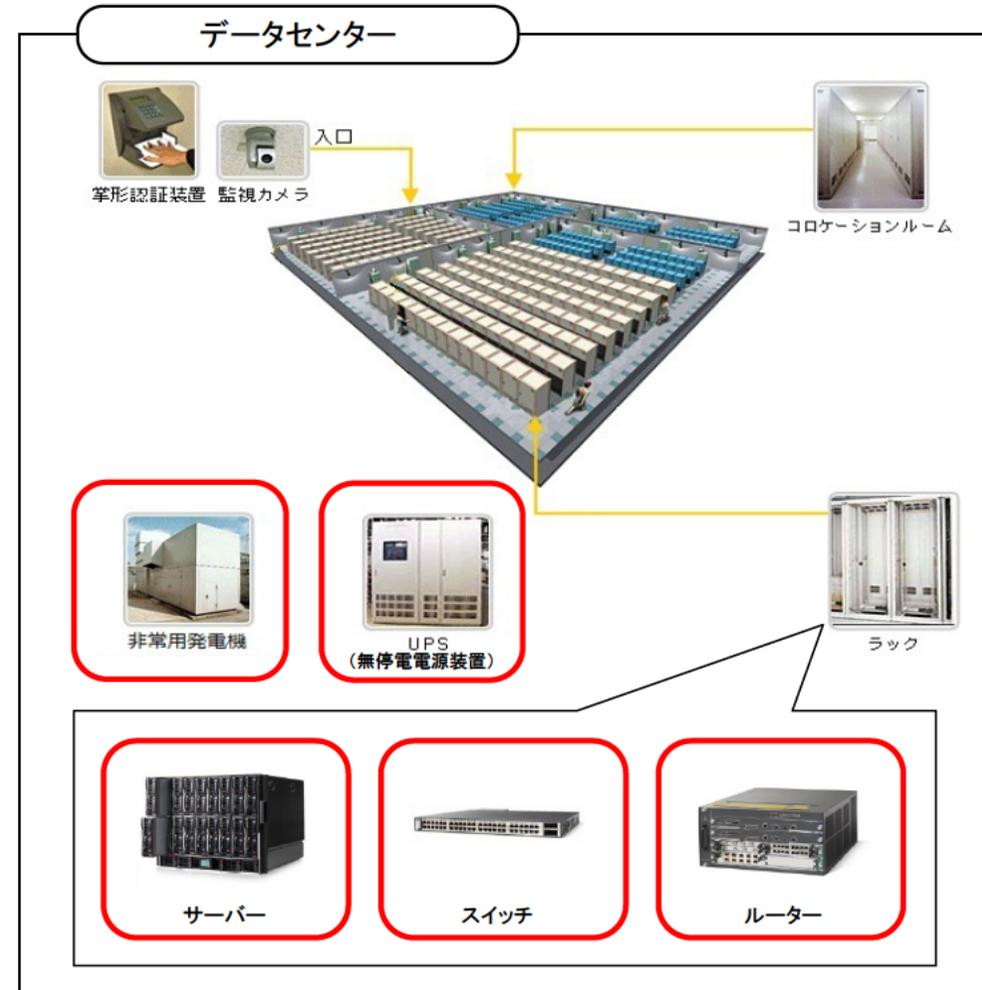
非常用電源装置及び複数経路の電気通信回線が設置され、かつ、地震に対する安全性が確保された施設であって、入場及び出場が管理される場所

5 対象地域

東京圏以外

6 適用期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで



☐ : 対象設備

公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長

- 「光の道」100%の実現(利用率:45%⇒100%)に向けて、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーション(システム)を公共施設に導入するために必要となる設備を取得した事業者に対し、法人税について取得価額の15%の特別償却、及び固定資産税について取得後3年度分の課税標準を3/4に圧縮する特例の適用を認める措置。
- 利用率の更なる向上を図るため、対象事業者に係る資本金等の要件の撤廃及び対象設備の設置場所要件の緩和を行う。

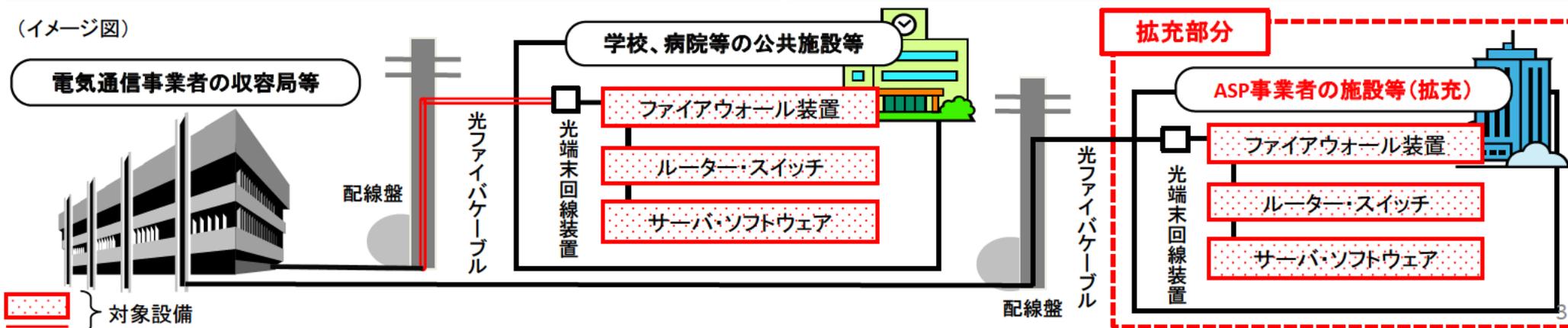
改正要望概要

【適用期間】:2年間(平成26年度末まで)

対象事業者	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業で電気通信事業を営む者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。)	対象事業者	電気通信事業を営む者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。)
対象設備	加入者系光ファイバケーブル(配線盤と光端末回線装置との間のものに限る。)	対象設備	加入者系光ファイバケーブル(配線盤と光端末回線装置との間のものに限る。)
	ファイアウォール装置		ファイアウォール装置
	ルーター又はスイッチ		ルーター又はスイッチ
	サーバー用の電子計算機		サーバー用の電子計算機
対象設備の設置場所	条件不利地域(①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る。))の学校・病院等に限る。	対象設備の設置場所	公共アプリケーションの提供先に条件不利地域(①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る。))の学校・病院等が含まれることを前提として、条件不利地域及び学校・病院等以外に設置された設備も対象とする。
措置内容	法人税:取得価額の15%の特別償却	措置内容	法人税:取得価額の15%の特別償却
	固定資産税:取得後3年度分の固定資産税の課税標準を3/4に圧縮		固定資産税:取得後3年度分の固定資産税の課税標準を3/4に圧縮



(イメージ図)



郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

要望の内容

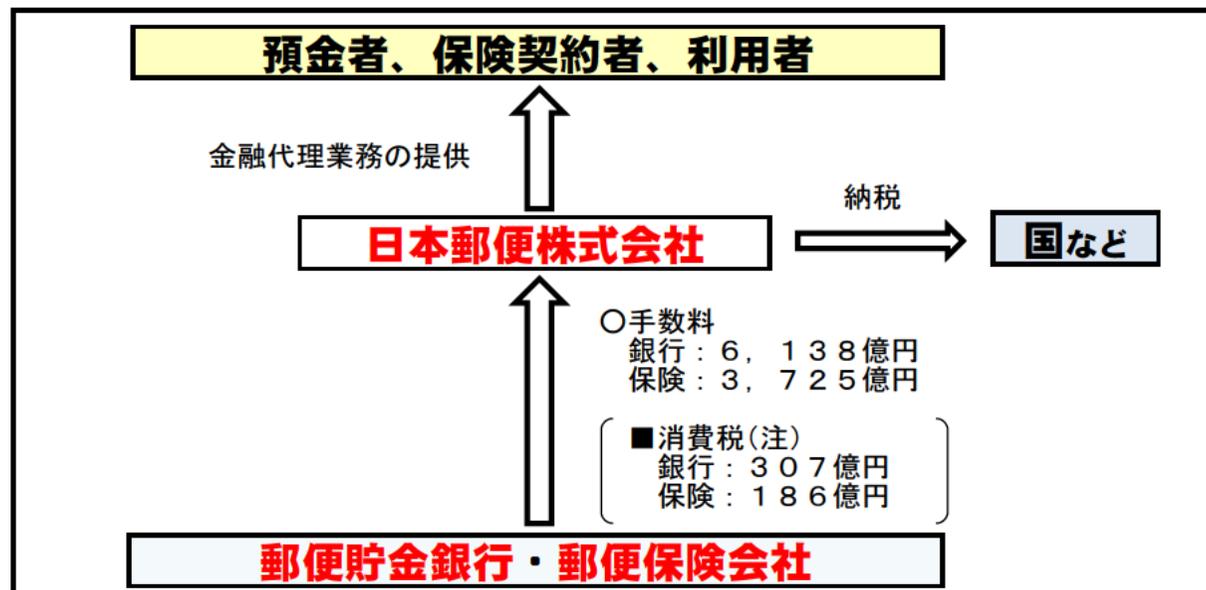
関連銀行及び関連保険会社となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。

要望の理由

- 今般の郵政民営化法等の一部改正等により、日本郵便株式会社（郵便局株式会社が商号変更し、郵便事業株式会社を吸収合併）は、いわゆる金融のユニバーサルサービスの提供義務が課され、その実施に当たっては公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするとともに、関連銀行及び関連保険会社との間で銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、銀行窓口業務・保険窓口業務を提供することが義務付けられた。（郵便貯金銀行及び郵便保険会社は日本郵便株式会社合併の当初、関連銀行等となることが法定されている）
 - 他方で、民間金融機関は、通常、自らが利用者に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料は発生しない。
- ⇒ 民営分社化により業務委託を行わざるを得なくなった郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとっては、経営判断の余地がなく、他の金融機関にはない負担が発生し、競争上著しく不利



当該手数料に係る消費税の非課税措置の創設により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る



(注)非課税措置が認められた場合の減税見込額は、課税売上割合に応じて仕入税額が控除されるため、391億円(うち国税分313億円)

過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設

要望の内容

郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社のうち、過疎地の営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税を非課税とする。

要望の理由

- 今般の郵政民営化法等の一部改正等により、日本郵便株式会社は、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課され、その実施に当たっては公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするとともに、あまねく全国に郵便局を設置する義務も引き続き負うこととなり、従来の郵便局株式会社に比して、大きな責務を負うところとなった。
- 日本郵便株式会社法等の規定により、「法施行時のネットワーク水準を維持することを旨とする」ことが義務付けられており、経営上大きな負担であること、また、近年の日本郵便株式会社は、厳しい経営状況にある。

⇒ 日本郵便株式会社が郵便局ネットワークを通じて提供する郵便及び金融は、特に過疎地において不可欠なユニバーサルサービス

今後とも郵便、貯金・保険の基本サービスをユニバーサルサービスとして円滑かつ安定的に提供し、地域に大きく貢献

<法改正前>

郵便

・ユニバーサルサービス

・あまねく郵便局を設置する義務

<法改正後>

郵便

+

貯金

保険

従来に比し、大きな責務

・ユニバーサルサービス

・あまねく郵便局を設置する義務

減収見込額：約30億円

日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する 固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長

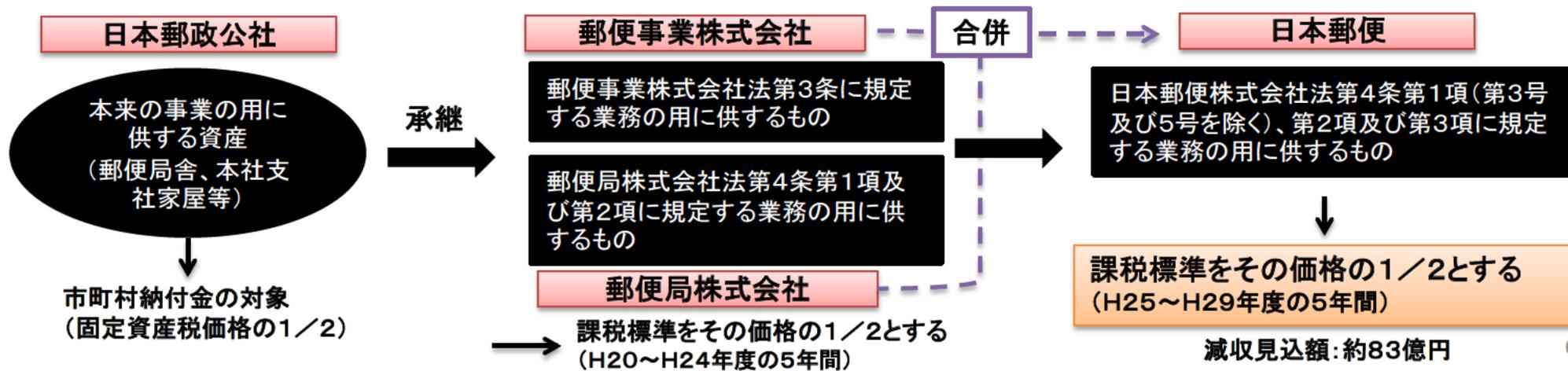
要望の内容

日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、その価格の2分の1の額とする軽減措置を5年間延長する。

要望の理由

- 今般の郵政民営化法等の一部改正等により、日本郵便株式会社は、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課され、その実施に当たっては公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするとともに、あまねく全国に郵便局を設置する義務も引き続き負うこととなり、従来の郵便局株式会社に比して、大きな責務を負うところとなった。
 - また、郵便事業株式会社と郵便局株式会社の合併等に伴い、分割ロスやサービスの分断化等の課題が解消される制度的基盤の整備がなされたが、特に、分割ロスの解消は人員削減を伴うものであり、具体的な合併の効果が発現するまでには一定の期間を要する。
 - 一方で、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は厳しい経営状況が継続している。特に、郵便事業株式会社は、平成21年度から赤字経営が継続しており、各種合理化等により、経営改善を行っているところである。また、郵便局株式会社は、委託手数料が減少している状況にあり、最終利益も低減傾向にある。
- ⇒ 日本郵便株式会社は、今後もユニバーサルサービスの提供責務の適切な履行のため、郵便局ネットワークの水準を維持することが必要。

固定資産税等の特例措置の延長により、国民生活に必要不可欠な郵便、貯金・保険の基本サービスをユニバーサルサービスとして円滑かつ安定的に提供し、地域に大きく貢献



日本郵便株式会社に対する事業所税の非課税範囲の拡充

要望の内容

日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置の範囲について、日本郵便株式会社法第4条第1項第2号及び第4号についても非課税とする。

要望の理由

- 今般の郵政民営化法等の一部改正等により、日本郵便株式会社は、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについても、ユニバーサルサービスの提供義務が課され、その実施に当たっては公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするとともに、あまねく全国に郵便局を設置する義務も引き続き負うこととなり、従来の郵便局株式会社に比して、大きな責務を負うところとなった。
- 日本郵便株式会社の事業所税の非課税については、民営化論議の中で、「郵便事業及び印紙売りさばき事業に関しては、民営化後も公共性の高いサービスであるとして非課税措置を行うもの」と認識され、これら事業に関しては、非課税とされてきたところ。
- 今回の法改正により、日本郵便株式会社により提供される貯金・保険の基本サービスについては、ユニバーサルサービスと位置付けられ、郵便事業同様、公共性の高いサービスであり、更に、改正前の金融サービスは日本郵便株式会社の任意業務であったが、改正後は必須業務と位置付けも変更となっている。

⇒ **行政サービスの一翼を担う、郵便局において行う金融窓口業務の用に供する施設に係る事業所税を非課税にすることにより、ユニバーサルサービスを今後も円滑かつ安定的に提供していくことは、地域に大きく貢献**

日本郵便株式会社法
第4条第1項

<現行>

第1号 郵便法の規定により行う郵便の業務

第6号 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

日本郵便株式会社法
第4条第1項

<拡充後>

第1号 郵便法の規定により行う郵便の業務

第2号 銀行窓口業務

第4号 保険窓口業務

第6号 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

減収見込額: 約3億円

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

要望の内容

- 個人又は法人が過疎地域内に建物、機械等の資産を取得して事業の用に供した場合に、通常の償却額に加え、当該資産の取得価額の一定割合を特別償却することができる措置を2年間延長する。

要望の理由

- 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出が見られるところ。
- 過疎地域内に資産を取得して事業を行う場合に特別償却を引き続き可能とすることにより、過疎地域内に企業を誘致して産業を振興し、雇用の増大を図る。

制度概要

- 個人又は法人が過疎地域内に建物、機械等の資産を取得して事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、資産の取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、経費に含めることができる。
これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

- 税目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\業種	製造業	旅館業	コールセンター
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	-	○

- 特別償却率：建物、付属設備 6/100；機械、装置 10/100

- 取得価額：2,000万円超

- 経緯：昭和45年 初めての過疎法である過疎地域対策緊急措置法制定時に創設
平成12年度 対象事業にソフトウェア業を追加（過疎地域自立促進特別措置法施行）
平成22年度 対象事業からソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加